

府中市桜が丘団地定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の定住人口を増加させ、団地の活性化を図るため、市長が予算の範囲内において行う府中市桜が丘団地定住促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市に定住する意思（10年以上居住する意思をいう。）のある者が本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を団地内に有することをいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除く。
- (3) 建築 団地内に住宅を新築することをいう。
- (4) 販売用地 府中市土地開発公社が販売する団地内の土地をいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、同一世帯において該当する者が複数生じる場合は、いずれか一人に限るものとする。

- (1) 定住する意思のある者で、平成25年10月1日以降に販売用地を購入するための売買契約を締結し、かつ、当該売買契約を締結した日後1年以内に建築に着手したものであること。ただし、建売住宅（建築業者が販売することを目的として平成24年4月1日以降に購入した販売用地及びその販売用地に建築した住宅をいう。）については、その購入者が販売用地を購入し、建築したものとみなす。
- (2) 対象者及び同一世帯の者全員に、転入又は転居前の住所地の市町村民税及び税外収入金の滞納がないこと。
- (3) 建築した住宅の所有者で、かつ、当該物件（土地及び建物）に係る固定資産税の納税義務者であること。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50万円とする。

(補助金の認定申請等)

第5条 この補助金の認定を受けようとする者は、販売用地の売買契約締結後速やかに府中市桜が丘団地定住促進補助金認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（世帯全員の記載があるもの）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する認定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地定住促進補助金認定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 前条の認定通知を受けた者がこの補助金を受けようとするときは、建築し、又は購入した住宅及びその住宅の土地の登記が完了した日から3か月以内に府中市桜が丘団地定住促進補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- (2) 住宅の間取図
- (3) 住民票（桜が丘に住所を定めた記載があり、世帯全員の記載のあるもの）
- (4) 転入又は転居前の住所地の市町村民税完納証明書
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地定住促進補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、府中市桜が丘団地定住促進補助金請求書（別記様式第5号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、1件につき1回限りとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に交付した補助金があるときは、その全

部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付を決定した日から起算して10年以内に定住できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、市長が不相当と認めたとき。

(報告)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助決定者又は建築業者に対し、建築に関する報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成25年10月1日府中市告示第129号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

印

府中市桜が丘団地定住促進補助金認定申請書

府中市桜が丘団地定住促進補助金交付要綱第5条第1項の規定により補助金の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 住宅の建設地 _____

2 1の売買契約日 平成 年 月 日

3 住宅工事期間 着工予定日 平成 年 月 日
完成予定日 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 住民票（世帯全員の記載があるもの）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類（誓約書）

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者

住 所

氏 名

印

府中市桜が丘団地定住促進補助金交付申請書

府中市桜が丘団地定住促進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 住宅の所在地 _____

2 交付申請額 金 500,000円

3 添付書類

- (1) 住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- (2) 住宅の間取図
- (3) 住民票（桜が丘に住所を定めた記載があり、世帯全員の記載のあるもの）
- (4) 転入又は転居前の住所地の市町村民税完納証明書（本人及び配偶者）
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

年 月 日

府中市長 様

申請者 住 所
氏 名

印

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

- 1 税外収入金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 府中市桜が丘団地定住促進補助金交付要綱第8条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。